

糸魚川市分別収集計画

令和7年8月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成するすべての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが、重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画の推進にあたっての基本的な方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物の内、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	1,069 t	1,044 t	1,024 t	1,003 t	980 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、市の広報等を活用し、市民、事業者等に対して、ごみの排出量及びごみ処理経費の増加、過剰包装の抑制など、ごみ処理の状況について情報を提供し、さらに出前講座等により、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容 器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ （以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	103t		100t		98t		96t		94t	
主としてアルミ製の容器	42t		41t		40t		40t		39t	
無色のガラス製容器	(合計) 127t		(合計) 124t		(合計) 121t		(合計) 119t		(合計) 116t	
	(引渡額) 127t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 124t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 121t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 119t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 116t	(独自処理額) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 94t		(合計) 92t		(合計) 90t		(合計) 88t		(合計) 86t	
	(引渡額) 94t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 92t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 90t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 88t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 86t	(独自処理額) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 41t		(合計) 40t		(合計) 40t		(合計) 39t		(合計) 38t	
	(引渡額) 41t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 40t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 40t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 39t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 38t	(独自処理額) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6t		6t		6t		5t		5t	
主としてダンボール製の容器	260t		254t		249t		244t		239t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料または醤油を充てんするための物	(合計) 133t		(合計) 130t		(合計) 128t		(合計) 125t		(合計) 122t	
	(引渡額) 133t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 130t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 128t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 125t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 122t	(独自処理額) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 263t		(合計) 257t		(合計) 252t		(合計) 247t		(合計) 241t	
	(引渡額) 263t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 257t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 252t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 247t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 241t	(独自処理額) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t	
	(引渡額) 2t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 2t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 2t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 2t	(独自処理額) 0t	(引渡額) 2t	(独自処理額) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、直近5か年の人口減少率の平均を基に次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
36,827人 (対前年度比)	36,054人 (対前年度比)	35,297人 (対前年度比)	34,555人 (対前年度比)	33,830人 (対前年度比)
△2.1%	△2.1%	△2.1%	△2.1%	△2.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金 属	スチール製容器	スチール缶	市による定期収集	民間業者
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	市による定期収集	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集	民間業者
	段ボール	ダンボール	市による定期収集	民間業者
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	民間業者
	プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装類		
		(白色発泡スチロール製食品トレイ)		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設については、当面、既存の施設及び民間事業者の施設を活用し行う。

(1) 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	ごみ集積場所	ごみ集積場所利用
収集・運搬	収集運搬車両	共通車両 専用車両
選別・保管	ストックヤード	

(2) 分別収集の用に供する施設の状況

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	ビニール袋	パッカー車	民間事業者 (ストックヤード)
アルミ製容器	アルミ缶	ビニール袋	パッカー車	民間事業者 (ストックヤード)
無色のガラス製容器	びん類	ビニール袋・プ ラスチックコ ンテナ	種類分別可能型	民間事業者 (ストックヤード)
茶色のガラス製容器			パッカー車	
その他のガラス製容器			トラック	
飲料用紙製容器	紙パック	縛る	パッカー車	民間事業者 (ストックヤード)
段ボール	ダンボール	縛る	パッカー車	民間事業者 (ストックヤード)
ペットボトル	ペットボトル	ビニール袋	パッカー車	民間事業者 (ストックヤード)
プラスチック製容 器包装	その他プラ スチック製 容器包装類	ビニール袋	パッカー車	
	白色トレイ	ビニール袋	パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を活用する。
- ・ 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。